平成２２年（フ）第４３７９号
大阪府東大阪市西岩田３丁目１番15―517号、住民票上の住所大阪府東大阪市俊徳町４丁目６番19号
債務者　小西　幸雄
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３８４号
大阪府茨木市新郡山１丁目20番404号
債務者　小松ひろみ（旧姓下山）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５３４号
大阪市此花区西九条５丁目３番６―404号
債務者　鳥羽　　猛
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６００号
大阪府守口市金田町１丁目30番10号
債務者　平島　秀一
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９６２号
大阪市東住吉区北田辺１丁目５番14号
債務者　山本貴之こと　金　　相佑
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５００２号
大阪市平野区平野南３丁目11番４―307号
債務者　乾衛一こと　イヌイ　ロベルト　エイイチ
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１６５号
大阪市生野区生野西１丁目15番１号メゾン青山301号
債務者　出口　孝行
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２２３号
大阪府門真市大字三ツ島1221番地の23
債務者　黒木　達之
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２７０号
大阪市港区三先２丁目７番４―502号
債務者　利川良雄こと　徐　　二守
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２７１号
大阪府枚方市高田２丁目16番15号
債務者　古村　雄介
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３９３号
大阪市港区弁天２丁目12番30―607号
債務者　築地　勝美
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３９５号
大阪府大東市北新町12番203号
債務者　渡邊　正惠
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３９６号
大阪市阿倍野区天王寺町南２丁目９番11号中野ハイツ102号
債務者　高川　　明
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２７６号
大阪府大東市南新田１丁目22番106号　木村方
債務者　西光　百香（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２８６号
大阪市生野区勝山南３―13―３、住民票上の住所大阪府箕面市如意谷４丁目６番３―103号
債務者　大和　義雄
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３７８号
大阪府大東市北条７丁目１番１号グリーンハイツ山本207号、住民票上の住所大阪府大東市北新町11番606号
債務者　小國　詳太
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

財産状況報告集会等の期日変更

平成２２年（フ）第３４号
福岡県八女郡広川町大字新代2414番地１
破産者　衣料のオギノこと　荻野　幹雄
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成22年10月７日午前10時と変更する。
平成22年７月15日　福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第３５号
福岡県八女郡広川町大字新代2414番地１
破産者　荻野　勇二
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成22年10月７日午前10時と変更する。
平成22年７月15日　福岡地方裁判所八女支部